

# 75歳以上の4割負担増

## 閣議決定 医療保険料引き上げへ

75歳以上の4割の人の医療保険料の引き上げを盛り込んだ医療保険制度の改正法案を、政府が10日、閣議決定した。少子高齢化で財政が厳しく、年齢によらず収入に応じた負担の仕組みを強める。現役世代でも加入者の賃金水準が高い健康保険組合の負担を増やす。

今国会に提出し、成立すれば、大半の内容は2024年度から実施される。

75歳以上の人は、出産育児一時金の費用を新たに負担する。また、高齢者自身の医療費についても現役世代からの支援金を抑制するため、負担割合が増える。

出産育児一時金の原資は現在、ほぼ現役世代の保険料で賄い、75歳以上は直接負担していない。この費用の7%分を新たに負担す

る。少子化が進み、一時金は4月から原則42万円を50万円に増額。今後はこの費用の一部を高齢者も担う。

現役世代が負担する高齢者医療の支援金の伸び率と75歳以上の保険料の伸び率もそろえるようにする。

具体的には、75歳以上で年金収入が153万円超（全体の4割）の人の保険料を増やす。年収が1千万円を超えるような高所得者が負担する年間の保険料上限を今の66万円から、24年度は73万円に、25年度は80万円に大幅に引き上げる。

こうした見直しで、75歳以上の平均では24年度に今より年4100円、25年度は年5200円の負担増となる。高収入ほど負担は増え、25年度時点では、年収

200万円の人は今より年3900円増、年収400万円の人は今より1万4千円増と試算されている。比較的年収が低い全体の61%の人

の負担は増えない。ただ高齢化の進行によっても保険料負担は増える見通しだ。現役世代でも賃金水準に応じて負担を増やす。大企業の会社員らが入る健康保険組合や公務員の共済組合では負担が増える一方、所得水準が低い中小企業の協会けんぽや中小の健保組合では負担が軽減される。

(村井真人)